

## 令和3年12月定例教育委員会 会議録

12月定例教育委員会を令和3年12月27日（月）午前10時 市役所401会議室に招集する。

### ◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保  
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査  
長谷川指導主事 加藤指導主事

【文化スポーツ課】 山本課長

【歴史まちづくり課】 中村課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

---

### ◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告  
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
  - 第32号議案 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について
  - 第33号議案 犬山城管理委員会規則の一部改正について
  - 第34号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 第35号議案 令和4年度全国学力・学習状況調査への対応について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
  - (1) 後援名義使用承認に関する報告
  - (2) 令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
  - (3) 11月議会について
  - (4) 1月・2月行事予定表について
  - (5) 不登校状況調査について
  - (6) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
  - (1) 児童・生徒の年度別推移と城東小・中学校の整備について
- 7 その他

## ◆議事内容

	<b>開 会</b>
教 育 長:	ただ今より12月定例教育委員会を開催します。
	<b>教育長報告</b>
教 育 長:	<p>皆さんおはようございます。令和3年最後の定例教でございますけれども、この冬最大の雪となりました。そんな中でありますけれども、定例教育委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。コロナが幾分落ち着いたそんな状況になってまいりましたけれども、ここへ来て、新たなオミクロン株というのが出てきました。依然として予断を許さない、そんな状況が続いてきております。市内の幼小中につきましては12月23日でありますけれども、先週の木曜日、冬休み前の教育活動を無事終えまして、今は冬休みに入っている、そんなところでございます。振り返ってみますと、今年一年、本当にいろんなことがあったなと思っておりますけれども、いろいろあったけれども、こうして何とか年末までやってこられましたのも、教育委員の皆様方の力強いお支えがあったからだということで、厚く深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>今日は一日雪が降り続くようでありまして、雪がたくさん降って身動きが取れなくなってもいけないものですから、無事それぞれお戻りがいただけるように、効率よくまた会議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。今、前回の定例教と臨時教育委員会の会議録を回ささせていただいておりますので、中を確認の上、ご署名をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	<b>第32号議案</b>
教 育 長:	第32号議案「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について」、事務局お願いします。
大黒課長:	<p>この案を提出しますのは、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果について報告、また公表する必要があるからでございます。別紙の案、3ページをお願いいたします。点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして、毎年点検・評価し、公表することとされております。4ページをお願いいたします。学識経験者の意見につきましては、昨年同様、名城大学の笠井先生、それから、元古知野中学校の校長丸山先生をお願いいたしました。5ページにつきましては、教育委員会の活動ということで、付けてございます。昨年は、定例会4月が開催の見送りということで11回の開催でございました。以後、6ページ以降は、決算の時に示した報告書と同じものが付いておりまして、57、58ペ</p>

	<p>ージですけれども、先ほどの2名の学識経験者の意見として載せさせていただいております。笠井先生の方は、特にコロナの影響があったこととか、ICTの学校のギガ活動について、総合的に発展させていけるような仕組みづくりについてご意見をいただいております。また、丸山先生の方からは、読解力向上ですとか、特別支援教育、また文化スポーツ事業、歴史まちづくり事業など、各課の項目に合わせてご意見を頂戴しております。この会を収めて、公表させていただきます。</p>
教育長:	<p>大変膨大な資料でありますけれども、法に基づいたところで、令和2年度の教育委員会の活動について総括をする。それをまた、教育委員会のホームページにも掲載をしていくことになるわけですけれども、事前にもご覧をいただいていると思いますので、どこからでも結構ですので、ご意見ご質問があればお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。特に事務局の方から、これについてお伺いをしたいというようなことがもしあれば、ご教授いただいてもいいですけど。</p>
中村課長:	<p>特にございませんが、有識者からご意見いただいている点に関しましても、我々もしっかりと認識をしておりますので、今後、取り組んでまいりたいと思います。</p>
教育長:	<p>特に昨年度は、歴まち関係のことで、市民の方と意見交換する機会がありましたね、今年は文化スポーツ課でした。そんなことも踏まえて、もうすでに事務局の方としては動いておるという状況でございますけれども、ざっと見られてどうでしょうか。よろしいですか。</p>
教育長職務 代理者:	<p>国の施策のものに関しては、全てニーズの把握が「1」という評価になっているのは、国の施策なのでニーズの把握をしていないとなっていると思いますけど、だからといって、ニーズの把握をしないのかということが1点と、そうであれば、ここの部分は削除というか、評価はしないというようにできないのか。国から来た施策なので何もすることがないとしても、わざわざ「1」がついているというのが、気になりました。</p>
田中委員:	<p>奥村委員と同じで、評価の「1」のところ、例えば18ページの「ひとり親世帯臨時特別給付金」。これは評価が「1」になっているものですけど、これは「1」だから不十分で、この評価の結果、市の独自のケアとか市の独自のフォローが、さらにやるのが望ましいのか、或いはもうこれで十分で、これは市の業務でなければ、やはりハイフンでその評価対象外にするとか、やっぱり数字がひとり歩きではないですけど、この評価は、そもそもどういう意味があるのかということになると思います。それをこう言い始めると、僕も教育委員で初めて着任した時に拝見して、そもそも評価というのは本当に大学もそうですけども、評価のための評価といいますか、評価疲れといいますか、PDCAという言葉が先行して、とにかくどうだったか。そしてその改善はどうなのかというところが、資源がないけど評価だけはさせられるみたいなのがあるところ、ですのでこの評価自体の意味というか、やらなければいけないの</p>

	<p>であれば、自分達にとって意味のある評価システムにしていく必要があると思いますので、そう考えると「1」にしてそのまましておくのではなくて、今後の方向性というところで、ここはもう評価対象にしませんとか、或いは市独自のフォローであったり、何かさらに国に上乘せして、市独自でできることをやるべきなのか、できることなのか、やるべきだけ資源がないからできないということなのかとか、そういうところまで含めて、せつかく評価するのであれば、そこまで、評価プラス今後どうするかというところまでされると、むしろ今後ここはもうやらなくていいねというところで、評価の労力も多少減るわけですし、そういうところも、もう少し分析するといいいのかなというところは思いました。</p>
教育長:	<p>ありがとうございます。いくつか指摘がありました。1つは国の施策でありますので、これについては、市としてそのニーズの有無の把握はしていないという状況があるわけでありまして。これはニーズがあろうがなかろうが、国がやれというものはやらなくてはならない状況です。ですから、これは市独自で、そのニーズの把握をしなくてもいいのかどうかというご指摘であります。それからもしそうであれば、この評価の対象から外したらどうかというようなご意見もございましたし、それが可能かどうかということですね。外すことができるのか、外してはいけないのか、その辺りどうですかね。</p>
子ども・子育て監:	<p>18ページの田中委員がおっしゃった「ひとり親世帯臨時特別給付金」については、やはり国がコロナの対応ということで、突発的に給付金を支給しなさいという指示でやっているもので、ニーズの把握は短期間にこの給付金を支給しなくてはいけないので、やっておれないというのが実情です。おっしゃったように、事業の評価は第三者がやるわけではなくて、当事者のその所属課で判断して、4.3.2.1をつけます。なので、言ってしまえばつけたらつけ放しということに今なっています。奥村委員がおっしゃったように、ニーズの把握を、国の指示に従ってやるもの、県の指示に従ってやるものいろいろあると思います。全庁的にそういうものは他にもあるかと思っておりますので、次回の評価のこのやり方について、教育委員さんからこういう意見が出ましたということで、実際にこの指示をしているのは経営改善課になりますけど、そことすり合わせをするようにさせていただきます。</p>
教育長:	<p>ニーズのあるなしにかかわらずやらなければいけないことだし、それについてはかなりの労力を、事務局の方としてはしているわけです。ですから、全く国から来るからそのままということではなくて、それに対する教育委員会事務局としての取り組みがあるものだから、単なる国から来たからというだけではなくて、それに対してどれだけの取り組みが内部でなされたかということも含めて、多分評価をしていると思います。</p>
子ども・子育て監:	<p>確かに、令和2年度は市独自で給付金を支給している事業もあるので、子育ての今回の給付金事業については、国単独のものですけれども、</p>

	市単独で児童手当を支給している方に 1 万円は配布したというのもあるので、それと絡められれば、ニーズ把握もしておるといことにはなるので、担当の方で、今後検証をしていきたいと思ひます。
教育長:	そんなご意見があったということで、他の部局とも一度ご相談をいただいて、ここに上げる必要はないような状況であれば、ここから外していただくのも一つかなというご意見だったと思ひますので、また参考にさせていただきたいと思ひます。他どうでしょう。
堀委員:	事業の評価の3に受益の公正性とありますけれども、これは対象が少なければ評価が低いと言うのであれば、何となく受益の公平性という言い方がおかしいような気がします。例えば、10ページも18ページも、ひとり親家庭というものが全体に少ないから、評価が低くなっていると考えるものなのですか。それとも、言い方がちょっとわからないのですが、34ページのように、条例に基づく使用料を徴収しているが、特定の団体による減免利用が多いということは、全体を対象にしてやっているけれども少ないというように考えるのか、その辺がわからなかったので教えてください。
教育長:	事業の評価の欄の上から3段目に受益の公平性という項目がありますけれども、この評価は、つまり、どれだけの人間を対象にするものであるか。全市民なのか、或いは特定の市民なのか。それに基づいてこの評価の数字が変わってくるのかどうかというお尋ねだと思ひますが、お願いします。
大黒課長:	先ほどのニーズの把握も含めてですけれども、8ページの真ん中に受益の公平性というのがあるが、10%というものが1つの基準にあって、10%の人口のあるかないかで分かれてくるということなんです。
田中委員:	おそらく6年前ぐらいの議事録で全く同じことを多分言っていて、堀委員と同じような疑問と申しますか、8ページの公平という言葉の意味ですよね。平等ということであれば、手足が不自由な人に同じ机と椅子を与えるのと、健常者に同じ机と椅子を与えるのもそれ形式的な一つの机と椅子だけでも、形式的には平等だけでも実質的な不平等ですよということがあるわけで、ですから、実質的な平等公正という言葉が正しいのかもしれないけれども、単にその規模とか、量的に人口の何%が対象になっているからこれは公平だというのは、おそらく評価の指標としてあまりふさわしくない。もっと言えば、誤っているのだらうと思ひます。ですので、この実質的な平等が本当に必要なところに、ニーズがあるところに、そこにちゃんと充足しているのであれば、おそらく評価は高くてもいいはずですし、生活保護の場合ですと、一部の方だけだから公平ではないという話になると、それは全く政策の理念としても、それはそういうためにやっているわけではないので。先ほどのニーズの把握というところも同じですけど、結局、この7ページ8ページのところの評価の指標自体の見直しが必要なのではないでしょうかということ、私以

	<p>前も言っていますが、変わってないということは、それで問題がないのであればそれでいいのかもしれないけれども、厳密に言うと、おそらく堀委員の指摘の方が、私は正しいのだろうと思いますので、その指標自体これでいいのかというところを、例えば先ほどのニーズの把握の、国のものなので、十分ニーズは把握できているのであれば、県とか国でニーズをもうすでにやっているのではということであれば、例えばニーズの把握も「1」ではなくて「4」にしてもいいと思いますし、数値ごとに書いてあるこの項目の中を見直すと、おそらくもう少し、実態に沿った内容の評価の結果になるのかなと思います。</p>
教育長:	<p>多分これは教育委員会だけではなくて、すべての部署に関わった内容です。ですから、大元の方で、この受益の公平性という項目と、ニーズの把握という項目を、まず要るか要らないかということですね。もし、例えばニーズの把握、ニーズがあるかどうかというような、把握しているかしていないかではなくて、そういったニーズが市民にあるかどうかという数値と、把握しているかどうかとは、また別の問題です。それから受益の公平性についても、かえってこれがあると、その事業そのものが、何のためのものかという辺りが疑問に思われる方がみえるので、これはもう教育委員会だけでどうこうすることはできないかもしれませんが、定例教の場で、委員さんの中に、この2つの項目をそのまま事業の評価の項目として上げることはどうかと疑問の声が寄せられたということをお伝えいただいて、もっと大元のところで、一度検討していただくように働きかけをしていただけたらと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他よろしいですか。</p> <p>それではこの第32号議案「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第33号議案の審議に入ります。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;"><b>第33号議案</b></p> <p>第33号議案「犬山城管理委員会規則の一部改正について」、事務局お願いします。</p>
中村課長:	<p>この案を提出いたしますのは、犬山城管理委員会の部会的組織である犬山城修理委員会及び犬山城城郭調査委員会を、犬山城調査整備委員会に統合する必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。旧の第5条に犬山城修理委員会、第7条に犬山城城郭調査委員会がございます。この2つを新の第5条、犬山城調査整備委員会に統合をいたします。こちらは、それぞれがそれぞれで部会的な役割を果たしておりましたが、今、保存活用計画というものができまして、今後はそちらに基づきまして、調査と整備を合わせた形で1つの専門部会的な委員会を構成して、そちらで取り組んでいくということによりまして、一部改正をするも</p>

	<p>のです。その後、文言の整理もさせていただいておりますのでよろしく          お願いします。なお附則としましては、この規則は公布の日から施行し          ます。</p>
教 育 長:	<p>さすがに国宝でありまして、これを守るためにいろんな委員会が組織          をされて、今日ここまでやってきているわけでありまして。事務局からの          提案は、修理委員会と調査委員会を統合して、調査整備委員会にする          という提案であります。これにつきまして何かご意見ご質問おありでし          ょうか。特にご意見ご質問がないようであります。</p> <p>では、第33号議案「犬山城管理委員会規則の一部改正について」は、          お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。          続いて、第34号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;"><b>第34号議案</b></p> <p>第34号議案「犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規          則の一部改正について」、事務局お願いします。</p>
山本課長:	<p>この案を提出するのは、犬山市民文化会館の附属設備使用料の額等を改          正するため必要があるからでございます。11月議会において、犬山市民          文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決          されました。令和4年4月1日より、大ホールの舞台のみを利用する使          用料を規定し、1時間単位での舞台貸しが本格稼働していくことになり          ました。つきましては、附属設備においても1時間当たりの設備使用料          を改定する必要があり、また運用面についても規定する必要がありまし          たので、この規則の改正を行うものでございます。改正の詳細について          は新旧対照表にございますのでご覧ください。なお、この規則は令和4          年4月1日から施行することとなります。</p>
教 育 長:	<p>これについても一定期間の試行期間を設けて、かつてはこの市民文化          会館を借りるなら全館借りよという状況だったのですが、舞台だけ、し          かも1時間単位での利用も認めていくというような内容であります。利          用者に利便性を図っていくというための措置でありますけども、これに          ついて何かご意見ご質問ありますか。特にないようです。</p> <p>では、第34号議案「犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例          施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。          続いて、第35号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;"><b>第35号議案</b></p> <p>第35号議案「令和4年度全国学力・学習状況調査への対応につい          て」、事務局お願いします。</p>
加藤主事:	<p>令和4年4月に実施される令和4年度全国学力・学習状況調査につい</p>

	<p>て、参加するものとする。この案を提出するのは、令和4年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要があるからです。文部科学省から発出された実施要項をご覧ください。調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するの3点です。調査実施日は、令和4年4月19日火曜日です。調査内容は、教科に関する調査は、国語、算数・数学、理科。学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査の児童生徒に対する調査と学校質問紙調査になります。令和4年4月8日付のプリントをご覧ください。こちらは保護者への案内通知です。不参加の選択肢もあることを伝え、もし不参加を申し出た場合、欠席ではなく欠課とし、不利な扱いを受けることがないことを説明するものです。またその場合、各校でテストの裏の時間帯で別の学習を組み立てることとします。調査結果については、一人一人の子ども達に配付する際、ただ配るのではなく個別に声掛けをしながら、見方の説明も加えて、丁寧に返すようにと、各学校に確認していきます。また以前の定例教でもお示しいたしましたが、調査結果を受けて、各学校でも学校としての傾向を把握し、各校で対策を出していただいています。子どもの学習状況の評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善に取り組むことを確認し、教育活動の見直しなどに役立てていくとともに、読解力の向上の見取りのための資料としたいと思います。よろしくお願いします。</p>
教育長:	<p>平成19年度からスタートした全国学力・学習状況調査でありますけれども、令和4年度の調査については、犬山市教育委員会として参加をしたいという、事務局からの提案であります。なかなか本音と建前の部分がある事項かと思えますけれども、ぜひご意見を頂戴して、教育委員会としての組織決定をしてまいりたいと思います。いかがでしょう。</p>
田中委員:	<p>議案が出るまでに、例えば校長会での確認とかやりとりとか、何か学校現場のほうでの来年度どうするかという話し合いが、どういうふうになされたかというところを参考までにお聞きしたいです。</p>
加藤主事:	<p>今年度はありません。これからというふうに考えております。</p>
田中委員:	<p>例年は、ここの議題に上がる前に、校長会の方でやりましょうという現場での了承があって、教育委員会、行政機関として決定するという流れだったと思えますけれども、手続きとしてはその方が妥当なのかなと。要は、行政機関がやるからといってそれを現場に降ろすという方法ではないのかなと思えますので。例年ですと校長会で確認して、現場でやるという意思が出たのであれば、ではやってくださいと。ただし、学習権の保障という観点で参加しないという学習権も保障しなければいけませんので、そこを注意してくださいというような形で、了承していたところですけども、今年度ちょっと手続きが違うということがいい</p>



	ですか。
教 育 長:	実際にはまだ校長会、或いは学校現場と協議をする場面はなかったけれども、今、ご意見があって、それこそ平成19年度どうするかということについては、1年或いは1年半近く学校現場と教育委員会とのやりとりをした記憶があります。最後まで、なかなか学校現場は意思統一ができずに、最終的に教育委員会の決定で、平成19、20年度の2年間については不参加という決定をしたわけであり、あくまでも教育委員会での決定は、学校現場での意見も尊重しながら決めていただいたという経緯があるものですから、その状況を振り返ってみて、ここで参加不参加を決定する前のところで、学校現場とのやりとりもして欲しいという、多分ご意見だったと思いますので、場合によっては、ここで決定してしまうのではなくて、次回に決定をすることとし、当然その間に、校長会、教頭会辺りで議論をする機会を設けたらどうかというご意見です。他どうですか。
渡邊委員:	多分、来年度の小学校とか中学校の日程とかもまだ決まってない中で、ただでさえ中三は入試制度が変わって、3学期どうするかというところになっていた中で、ある程度やっぱり現場のご意見を聞いてからというところもあるし、あと参加しないという子もいると思いますけど、またこれも、何で受けなかったのというトラブルというか、そういう元になるのかなとも思います。あとは、その結果を現場でまた反映するといった時に、やっぱり時差がある。今年の結果は確か11月にいただいたと思います。その前に出ているかもしれないですけど、それを現場に反映するといった時に、もちろん受けた中3生はもう終わりかけているので、来年度になってしまうと思いますけど、そのフィードバックの速さも含めて、やっぱり現場のご意見を聞いて、ある程度きちっとスケジューリング、あとのフォローも含めてというところで、最終的に決めるのがいいのではないかとはい思いました。
教 育 長:	学校現場が本当にこの調査を必要としているのかどうかという辺りも、現場の声を聞きながら、教育委員会として判断をしていきたいという、多分ご意見だったと思います。せっかくですので、皆さん一言ずつこれについてはお聞きしたいと思います。木澤委員どうですか。
木澤委員:	今おっしゃられたように、現場がやっぱり一番だと思いますので、そこから吸い上げてくるものが本来はいいと思います。もちろん年間の予定を決めるのには、ある程度の日程とかも必要になってきますが、まずは現場にお聞きいただいて、そこからの決定がいいと思います。
堀 委 員:	私も同じで、何回かこれをやっていると、例年どおりみたいになりがちですけれども、やっぱり一年一年確かめながらやっていくということが必要かなという気がします。ということはやっぱり、現場の先生に聞きながら、ということが必要かなと思います。
小倉委員:	やった後の評価というのが個人に返されて、個人がこういうところが

	<p>足りないよというのが出てきて、それをうまく個別で活用していただくというのがまず一つあると思いますけど、それを学校全体に戻した時、やはり楽田とか羽黒とか、外国人の籍の方、抜いてもいいですよとかいろいろ項目が少し書いてあったと思いますけど、それでも受けているお子さんもいらっしゃるって、学校全体の評価が下がっているというのは本当に別物として考えて、学校の中で、どういうものが足りないのかという分析をされているのかどうか。その大体のざっくりな数字で、国語がよかった算数がよかったとか、そういう保護者向けのものは見せていただきましたけど、その次の学校として、自分達が何が足りないのかという分析がされているのかなというのが知りたいところです。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p>次年度のことなので、あと数ヶ月後のことを今やらないというのは、かなり僕は厳しい状態だと思います。以前の学力調査に不参加とされた時というのは、何年も話を公に出しながら進めていって、不参加としたにもかかわらず、やはり全体の世論から、参加しないことが不安だから、いわゆる参加という方になってしまった経緯があります。だから、今の現状でいくと、そういうことも何もしないで、いきなり不参加という状態になると、非常に危ないというか何か不安な状況があるので、やはり来年度の学力調査ではなく、参加不参加に関しては、一年を通して話をし、一年後の学力調査の参加不参加を決定する時が来た時に、どうしようという部分を話し合いながら、また、市民との懇談の時にもその話題を絡めて話をしてから、可否を考えることがベストかなと思います。学校側にも、必要不必要という部分もその間に聞けるということもあるので、ちょっと今では時間が足りないという感じがしますので、今回はそのまま見送りというのが一番いいかなと。本当にこんなふうではいけないかもしれないですけど、今回は参加するという方向が、僕はいいいかなと思います。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>いろんな考えがあると思いますけれども、今個々にお聞きはしましたが、とにかく教育委員会としては個々のお考えがありますけれども、まずは学校現場の意向を最優先にしたいというようなお考えが多いと思います。奥村委員については、やるつもりをここで止めてしまうというのは、かえって混乱するから、やめるならばその次の5年度の調査に向けて議論したらどうだというようなこともあったわけです。だんだん、だんだんこの調査の厳格性というのが薄らいできていますよね。昔はもう本当に事前に漏れてはいけないとか、大分そういった扱いがされてきましたが、今は別室でもOKだとか。いろいろ考えがあつてこんなこと僕が言つてはいけないけど、例えば方法としては、悉皆調査を抽出調査にしたらどうか。悉皆でやるならば、1年、2年、3年おきぐらいにやったらどうだという意見もあると思います。ただ、頑なにこの調査が毎年悉皆調査で行われてきている。もちろんコロナでなしになった時もあります。東日本の時もなしになりましたが、それを一つのきっかけにして止めてしまうというのも一つの選択肢でしたが、それが復活をしてき</p>

	ておりますので、いい悪いは別として、一度学校現場と協議をして、そのご意見を委員の皆様方にお伝えをした後に、再度、参加不参加の決定を犬山市教育委員会としていくということで、今回については、この決定はちょっと保留ということで、次回に回したいと思います。
加藤主事:	すみません。この実施要綱の通知が令和3年12月21日にきまして、参加不参加については、令和4年1月5日までに伝えるというスケジュールになっています。
教育長:	1月5日までに返事をしなければならないと。だから学校現場で協議をするという、もう余裕がないということですね。ということは、この前の定例教で議論をし、その前のところで、学校現場との協議をしておかなければいけなかったわけですね。
加藤主事:	はい。申し訳ございません。
教育長:	1月5日には回答しなければいけないということで、事務局からは令和4年度については参加するということがどうかということですが、そんな苦しい事情もあるようではすけれども、いかがでしょうか。この辺りご理解をいただいて、4年度についてはしょうがないなど。5年度についてはまたちょっと時間をかけて協議をする必要があるかもしれませんけれども、そんな事情がありますが、それについて皆さんどうでしょう。
田中委員:	たまたまですかね、日付自体は早まっているわけではなくて、例年この1月5日ということなら、定例教のタイミング的に事前に現場に確認できたスケジュールだったけど、今回は年末に開催したからということでしょうか。文科省の大学の政策もそうですけど、本当にタイトになってきて、来週までに返事をせよとか、文科省も余裕がないんだというのは思います。現場にかなり委ねているわけですから、それはここでいうことでは全くないですけど、そこにこの文科省の都合に合わせてねというところでは、かなり僕は賛成したくない、むしろ、そうであればもうちょっとちゃんと時間を取るべきではないですかと思いますけど。
教育長:	1月5日までに報告しなくてはいけないというのは、もっと遅らせてもいいですね。これについては、田中委員始め、至るところで、抗議をする必要があるかもしれませんけれども、こんな事情の中で、何とか令和4年度については、現時点では1月5日までに返事をしなくてはいけないという状況がありますので。
田中委員:	行政の責任としてここで決めなくてはいけないということですね。現場にちゃんと、上から強制してやるのではないですよという趣旨は十分認識いただくように、配慮をしていただければと思います。
教育長:	わかりました。
大黒課長:	学力調査ですけれども、令和3年については5月27日に実施していて、来年度は1ヶ月早まって、日程が前倒しになっています。去年は1月の定例教にお諮りしています。

教 育 長:	今年は5月にやったから、回答するのが1ヶ月遅れていたけれども、4月にやろうとすると、どうしてもこの時期に回答しなければいけないということかな。
大黒課長:	そうですね。今の話、ここの定例教では10月に結果のご報告させていただいていますけれども、そういう意味ではPDCAの回すのを、最大努力して早くして、早い反映というのは1つあるのかなと思います。
教 育 長:	今年はこの事情ですけれども、今後、来年度以降については、なるべく早めに現場の意見を集約して、それをもとに、この定例教の場でご議論をいただく、そういう手順をとった方がいいと思いますので、ぜひ来年度に申し送っていただきたいと思います。
木澤委員:	参加不参加が云々ではなくて、今おっしゃられたように、やっぱり現場の声をお聞きするということが、まずは大事じゃないかということで、不参加ですよとかそういうことではない、もっと議論をされて、こちらから上から下ではないですけど、やっぱりボトムアップできるような、現場の人達の声聞いた上で、ここで検討さしてもらおうと、より良い方向に行くのではないかなというそういう意味です。
教 育 長:	はい。そのように理解をしているつもりでおります。決して参加すべきでないという大前提ではなくて、あくまでも現場の声を聞いて、参加するか不参加をするかという意味表示をしていきたいというご意見です。
堀 委 員:	国はすごいタイトになっているとか、そういうこと言ってもしょうがないので、さっき滝先生がおっしゃったように、こちらがやっている時から、また終わった時から、来年はどうするかとか、そういうことを常に考えていないと、何日までにというのに縛られるのではなくて、こちらで考えていかなければいけないことなのではないかと思います。
教 育 長:	これは事務局の私の責任であります。申し訳ありません。今の関係でありますけれども、令和4年度については、しょうがないという言い方は良くないですけれども、やっていくという方向でよろしいですか。またもちろん、現場の声も聞くことは聞きますけれども、例えば1月の時点で参加という表明はしたにもかかわらず、その後の学校現場のご意見を聞いて、不参加というような決定もゼロではないという含みを受けて、現時点では、学校現場がやりたいという気持ちが強ければ、やってもいいだろうというふうに理解をしてもよろしいですかね。はい。何とかこらえていただいたようでありますけれども、来年度以降については、もちろん本年度もそうですけれども、議論をしないでもうやるという決定ではなくて、学校現場ともやりとりをしながら、もう一度次の定例教の場では再確認をするということで扱いたいと思いますが、ご異論はございませんか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。ということで、第35号議案は現時点では参加

	<p>ということでありませけれども、学校現場のご意見を聞き、再確認、再検討をする場を設けるといこと確認をさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。</p>
	<p><b>通信及び請願</b></p>
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	<p><b>協議・連絡</b></p>
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長:	資料No.1をご覧ください。令和3年1月9日から令和3年12月13日承認分でございます。新規事業が3件、継続事業が2件で、合計5件でございます。新規事業のみ簡単にご説明をさせていただきます。1点目「脳の仕組みを知ると「ほめ方」がわかる ほめほめボードゲーム体験ワークショップ」、主催者が一般社団法人ハートマッスルトレーニングジムでございます。開催日時が12月17日、19日で、すでに終わっております。ボードゲームを楽しみながら、ほめること・ほめられることを体験するという事業でございます。2点目「令和3年度犬山市スポーツ少年団体験会」、これは今年度初めて実施する事業でございます。主催者が犬山市スポーツ少年団となります。開催日時が来年の2月6日日曜日、午前9時半から11時半、目的は、市内のスポーツ少年団が集まり、子ども達に様々なスポーツを体験できる機会を用意することで、団員の増加や活動の活性化を図るものでございます。3点目「長唄演奏会（歌舞伎音楽の魅力&藍ノ会体験会の子ども達の発表会）」でございます。開催日時が来年の1月10日、午後1時半からということになっております。目的内容ですけれども、歌舞伎音楽の魅力を伝える実演とトーク、子ども達の長唄演奏会となっております。
教 育 長:	今説明があつたとおりですが、これについて何かご意見ご質問等おありでしょうか。特にないようですので、次へいきます。 「令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
大黒課長:	それでは、要保護及び準要保護等、等とさせていただいたのは、少し加えさせていただいたためです。児童・生徒の認定についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。要保護及び準要保護ですが、今回12月20日、申請数5世帯6名に対しまして認定5世帯6名ということで、全員要件を満たすということで認定させていただきました。2番と3番の一番右の方をご覧くださいと、特別支援教育就学奨励費支給対象者、こちらについて初めてご報告させていただきます。こちらにつきましては特別支援学級にいるお子様、それから普通学級にいるお子様で、学校教育法施行令22条の3に該当する方から申請をいただいた数ですけれども、小学校で81名、中学校で26名、計107名を

	認定とさせていただきます。今年は事務の錯誤がございまして、26年度まで支給申請をお願いしています方は、この人数には含まれておりません。
教育長:	今説明があったとおりであります。これにつきまして、ご意見ご質問おありでしょうか。特にないようですので、次へいきます。 「11月議会について」、事務局お願いします。
中村部長:	11月の議会が11月30日に再会され、12月21日に散会をしました。提出議案といたしましては、先ほど規則を改正しましたが、文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正、それから、一般会計の補正予算、それから犬山城特別会計の補正予算を提案させていただきました。すべて原案可決でお認めをいただいたところです。お手元には、一般質問の内容の一覧表を資料として提出させていただいているところですが、一般質問全体の傾向といたしまして、教育部は全体の3割ちょっとのご質問をいただいているところです。それぞれいただいたご質問の要旨、それから答弁の内容につきましては、お手元の資料をご覧ください。説明に代えさせていただきますと思います。
教育長:	相変わらず教育委員会に対するご質問を多くいただきまして、このようなやり取りがあったということでもあります。ご意見ご質問おありでしょうか。11月定例会も無事終わりました。今年度についてはまだ3月に、今度は予算の関係になりますが大変な議会がまた控えておりますけど、報告をさせていただきました。次へいきます。 「1月・2月の行事予定表について」、事務局お願いします。
長谷川主事:	資料No.4をご覧ください。1月、2月の行事計画表になります。基本的には記載のとおりとなっておりますが、今後コロナの状況によっては、変更する可能性がございます。
教育長:	今ご覧いただいたような状況であります。いよいよ2月になりますと、中3の生徒達でありますけれども、私立の一般入試から始まって、いよいよそういった受験の中に飛び込んでいくという状況がございます。1月・2月の行事計画について、ご意見ご質問おありでしょうか。特にないようですので、次へいきます。 「不登校状況調査について」、事務局お願いします。
山田統括:	資料No.5をお願いいたします。こちらは、文部科学省の調査の「令和2年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」というのが毎年ありまして、その中で、不登校児童生徒、年間で30日以上欠席のある児童生徒の推移をグラフ化したものでございます。国の平均、県の平均、それから犬山市の平均、その他にA B C Dとございますのは、近隣の市町に協力をさせていただいて、比較をしたものでございます。不登校の状況としましては、令和元年度から令和2年度にかけて、全国的にも愛知県の全体としましても、不登校の数が増えているというような傾向が見られております。このことにつきまして、文部科学

	<p>省は、新型コロナウイルスの影響で、4月5月と臨時休校があった年ですけれども、生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況があったこと、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなどから、子ども達が登校する意欲が沸きにくい状況にあったことが背景として考えられるというような分析が出ております。当市も同じように増加している傾向がある中で、中学校につきましては、令和元年度からの比較で、数が減っております。これにつきましては、令和元年度に不登校の状況にあった子ども達へのケアを続けていったことによって、幾分か、不登校の状況を脱することができた生徒が見られたということ、それから、新たな不登校生徒を生み出さないための日常の粘り強く温かな声かけ等の取り組みによって、昨年度中学校では若干出現率の低下があったというようなことが考えられます。これを受けて、また、今年度の状況というのは、まだこの場ではお示しすることはできませんけれども、不登校の児童生徒に対する支援指導について考えていきたいと思っております。</p>
教育長:	何かこれについて、ご意見ご質問おありでしょうか。
教育長職務代理者:	1つ伺っていいですか。中学校が、平成30年から犬山市が減ってきているというのは、何かいい要素があったのか、その辺りは何か掴んでいますでしょうか。
山田統括:	<p>各学校に不登校の状況が改善された生徒に対して、どのような支援や手立てがあったかということを知りたいと思っておりますけれども、実際のところは、何かこう一つ特効薬があって、ガラッと変わったというふうではなく、やはりタイミングとしては、学年が上がった時に、「よしここからもう1回頑張ってみよう」というふうに子ども達の気持ちが変わりましたけれども、そうなるために、不登校の状況にあった時から、家庭訪問を続けたり、別室で登校してきた子ども達とのコミュニケーションをたくさん取って、その子ども達が「よし頑張ろう」と思うタイミングの時に、そっと背中を押せるようにというふうで、何かこれを提案したことで変わりましたとか、こういうことをやったら途端に来られるようになりましてということは、なかなかないようですけれども、不登校の子達にも、学校との繋がりや先生や友達との繋がりが途切れないように、先生方が日々のコミュニケーションを続けていったことで、年度が変わった時とか何かしらの契機を子ども達が自分で見つけて、そこで改善できたというようなケースが多いというふうに聞いております。</p>
教育長:	<p>簡単にいうと、不登校の多い学年が卒業したということですか。ちょうど私が前ここに課長としていた時に、平成17年から21の5年間ですけれども、ご覧いただくとわかるように、犬山の不登校の数は、全国や県と比べて随分低い状況がありました。これは犬山の学び合いの授業が功を奏して、不登校を作っていないというような説明をしていた時代がありましたけれども、ずっと見ますとやっぱりこれ時代の流れでしょうかね、ずっと増え続けて、何とかならないかなと思っておりますが、ただし、教</p>

	<p>育委員の皆様方のご意見を聞きながら、何とか不登校を減らして学校に行くようにしたいと今まで思っていましたけども、その子なりの居場所とその子なりの学びの場があれば、あえて学校へ無理に来させなくてもいいのではないかと。となると、不登校の数を、もうこれは論じてはいけません。不登校の数を見てはいけないということをぜひ、これからは大きな声で、叫んでいきたいと思えます。ただ、新たな1人はやっぱり作らないということは大事なことですよね。新たな1人は作らない。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p>付け足しでよろしいですか。今の不登校というものの自体が、平成28年に国の施策で「教育機会確保法」というのができてから、多分このグラフを見ていただくとわかるのですが、全国すべてが右肩上がりに上がってきています。数値的にも、平成28年を機に倍に上昇している。これがまさに「教育機会確保法」という、学校に来なくてもいいよという法律ができてしまったというのがあります。だから不登校という概念が、ちょっと今変わりつつあります。そういう子にいろんなところで教育ができるような場を提供しなければならないということを、今後考えていくというのが、一つの使命ではないかなというふうに私は捉えています。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>学校と教育委員会が連携しながら、すべての子ども達の居場所と学びの場を何とか確保できるように、選択の幅が広げられるように、今後取り組んでいけたらなということは思っているところでありますけれども、他に何かありますか。</p>
<p>木澤委員：</p>	<p>犬山市の小学校の状況ですが、令和1年から2年がすごく伸びていますが、学年別の数字はわかりますか。多くなっているのが気になりますが、何年生かということはわかりますか。</p>
<p>山田統括：</p>	<p>細かく学年ごとにとするのは難しいですけども、ただ傾向としましては、高学年より低学年のほうで、長期欠席になった子が多かったかなという印象があります。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>これ見ると、小学校は上がっているけども、中学校はちょっと減っている。専門家の方に言わせると、もう小学校の不登校を作らない。中学校になってからはもう、これは施しようがない。だから小学校の段階で、不登校を生まないことが大事だよとおっしゃる方もみえます。学校が楽しい状況であれば、子ども達は学校へ来ると思えますので、ぜひ学校に行きたいという子ども達を1人でも多く増やして、新たな1人を生まないような努力をこれからも、積み重ねていけたらなと思っています。他よろしいですか。では次いきます。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見があった。 ・被害者に発達障害の傾向がある場合は、その子が理解できるように</p>



	<p>非常に慎重に、中長期的に対応しなければならないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の対応は、被害者の保護者にも連絡を取り、おうちの方でも様子を見ていただき、声をかけていただくようご理解いただいた。</li> <li>・被害者の保護者にご理解いただくことも必要だが、同時に加害者の子にも、いろんな人間がいるからそれを認めていこう、理解してあげようという気持ちを持つように指導をしていくことも大事である。</li> <li>・保護者への連絡に時差が生じている事案があるが、日にちがずれることで要らぬ方向へいってしまう可能性があるため、できれば早めと同じような歩調で第一報をお知らせしたほうがよい。</li> <li>・SNS のコメントが削除されているか確認し、まだであれば業者に依頼し削除するようにしてほしい。</li> <li>・いじめがなかなか解決できないような場合には、いじめる側を出席停止にするという措置も可能なため、万が一こういった状況が続くようであれば、それを一つと考えるべきだ。</li> <li>・いじめられた側が「死にたい」という言葉を発した時点で、保護をするような措置も考えなくてはならないと思う。</li> <li>・冬休みに入って、学校の先生方にとっては、なかなか子ども達の動きが見えにくいので、心配な子については、休みだからこそこまめに連絡を取るよう学校に伝えてほしい。</li> <li>・たくさんの事案が上がってくるのは、先生方が子ども達をよく見てくださっているからだと思う。</li> <li>・教育委員会としてはこの報告を受けて、ただ報告をもらうだけではなくて、慎重に対応を見極めるというか、状況を見ながら学校側に返す。これはどうだ、あれはどうだ、これがやってないというならこれをやれと。これがうまく機能していけば、大きな事件に行く前に、防ぐことができると思う。定例教でこんな意見があったということで、学校に対応していただけるように、また連絡を取っていただけたらと思う。</li> </ul>
	<p><b>自由討議</b></p>
<p>教育長：</p>	<p>今日は自由討議といいながらも、1つテーマを取り上げさせていただいております。「児童・生徒の年度別推移と城東小・中学校の整備について」ということではありますが、これについて説明をしてください。</p>
<p>大黒課長：</p>	<p>この件につきましては、7月の総合教育会議でも城東小・城東中の話題をしていただいているので、それに伴って、今年の課題について、まずご説明しますのでよろしく申し上げます。資料1ページ2ページにつきましては、7月の会議と同じで、今後、小学校中学校の児童生徒数がどうなっていくのかというものを資料としたものです。3ページは、今後、城小・城中を整備していくにあたって、一部の意見で、城東中学校の駅東の方、犬山北小学校の方は、犬山中学校に行きたいという話を一部聞いておまして、そうした場合に4中学校がどうなるだろうかというシミュレーションです。そうしますと、犬山中学校の生徒数は減りが緩や</p>

かになり、城東中学校は今から12年経ちますと100名ぐらいになって、各学年が30人ぐらいになりますから、1学年1クラスという状況まで減ってくるということが、シミュレーション上は出てきました。続いて4ページですけれども、こちら、今、犬山南小学校を整備しておりますけれども、今後、大規模な改修は城東小・城東中になってまいりますので、それにつきまして、今後のスケジュールと課題について、事務局の方で作成したものです。今年、楽田小の整備がほぼ完了しまして南小に入っていきますが、その次、城東小・城東中になってきます。令和4年度ですけれども、まず、施設の耐力度調査、建物が持つかどうかという調査を実施してまいります。5ページを見ていただいて、城東小・城東中につきましては地理的にはお隣にあるという形になりますが、施設の赤色、どちらも北舎になるところですけれども、これが昭和30年代にできたもの、黄色が昭和40年代にできたもの、それから、薄い水色が昭和50年代にできたものです。それぞれ整備してはいますが、過去の耐力度調査から想定しますと、この赤色の昭和30年代に建てられた北舎の部分は、建て替えが妥当だろうという結果が出るのではないかと見込んでいます。それから、黄色については昭和40年代ということで、これは施設によって大きく分かれるところで、水色の昭和50年代のところは、多分OKが出るのではないかと見込んでいます。そうしますと、一元化するといってもそれぞれの施設が残ることが想像されますが、来年、これを調査していきたいと思います。それで1ページ戻っていただいて、こういう両校ですけれども、令和4年度に向けて耐力度調査を実施しますが、右側の主な課題4点ほど上げさせていただきましたけれども、1つ目、これは全市的にですが、児童生徒数が減少してまいります。そういった時に、先ほどのような学校区の見直しを行うのかどうか。それから、人数が減りますけれども、隣にあるという学校ですから、特色ある学校を目指していくのか。2番に繋がってきますけど、2校の考え方ですが、そもそもお隣にありますので、地域特性をどう取込んでいくかということです。例えばですけれども、小中一貫校ですとか、施設を共有する、例えば体育館ですとか調理室とかは、施設を共有していく。もしくは、義務教育学校と進めていくなど、選択肢はいろいろあるのではないかとことがあります。3番ですけど、先ほど申し上げた耐力度調査を実施後、どう進めるかということが課題です。4番目ですけど、お隣にあるとは言いますが、市道塔野地2号線、真ん中にある道路ですけれども、こちらが市道になっていますので、学校にとっては、ここが一体で使えると非常に便利ではありますが、市道としての一部になりますので、もし、学校として使っていきたいという場合に、地元の要望ですとか地元の調整は必要だろうな。そもそも道路としてあるまま、2校を生かす等の方法もあると思います。そういった課題がございますので、いろいろ皆様のご意見を伺いつつ、地元の方に伺いつつ、来年、令和5年に基本方針を策定していきたいと考えております。参考に、

	<p>6 ページのこの太い枠が、今の小学校区の枠です。色がついているのが中学校区の枠です。今、犬山北小学校と羽黒小学校が中学校が分かれています。それから、7 ページです。通学区域を変更した東小学区前原地区ですけど、平成28年に通学区域を変更しています。実際に28年に通学区域を変更して、平成30年までは通学中のお子さんはどちらでもいいですよというような措置を取ったことがあります。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>非常に大きな問題でありまして、今4つほど課題を上げていただきました。まず1つは、児童生徒減が今後ますます進んでいくわけでありませけれども、そうした時に適正規模の学校という視点からすると、学校区を見直す必要がありはしないかということですが、その1つの例として、犬山北小学校の生徒が今、犬山中学校と城東中学校に分かれています。かつては犬山中学校に進む子の数の方が多かったのですが、現在は、城東中学校へ進む子の数の方が多い状況です。地元の方では、犬山北小学校はすべて犬山中学校へ通えるようにしたらどうだという声があることも確かです。ただし、そういう措置を取ると、犬山中学校は何とか生徒数が維持できますけど、逆に城東中学校の子どもの数が激減をするという、また新たな問題が出てきます。城東中学校は、前に前原地区を東中へ分けたから、また東中から前原を城中に戻したらどうだと言ったら、前原の住民の方々は、もうカンカンに怒ると思います。こっち行け、あっち行け、こっち行けというのは、これはやっぱり適切ではないだろう。本当は全体で見直さなければいけないと思います。ここだけではなくて、市内10校と市内4校の小から中へということ考えた時に、どういうふうに見直しをしていくかが必要です。今の問題ですが、羽黒小のこともありますけども、東中も南中も減っていきませけれども、羽黒小は全部東中に行ったらどうだということになると、今度、楽田小イコール南部中学校、逆に南中にしたらどうだというと、東中が激減。要は「帯に短し襷に長し」ではないですが、なかなか最善の解決策が見つからないという状況ですが、学区の見直しは実際に学区を引き直す引き直さないは別として、見直していくことが必要かなと思います。見直した結果、やはり現状維持だということであれば、それはそれでいいかと思うのですが、今のことについていろいろお考えはあると思いますが、何かこれについて、こんなこと言っておきたいということがあれば、お聞きしたいと思いますがどうですか。</p>
<p>渡邊委員:</p>	<p>城東中の生徒数のシミュレーション見て、少なくなるとは思いますが、これは四季の丘等の子どもがいなくなるというところをいくと、要は四季の丘等そういう所が高齢化してくるのであれば、この学校という施設と併設して、高齢者の方も受け入れられるような、そちらのエリアの拠点として、そういう福祉的なものも一緒に造るというのはどうかと思いました。羽島の中央中学校というところがありますけど、もともと竹鼻中学校がものすごい人数が多くて、それを分離するために造りましたが、そこを子どもが減ったら老人ホームにするという目的で、今</p>

	はそのランチルームというすごく広いところで、中学生全学年、そこで給食を食べたりします。このシミュレーションで学区を変えて、城東中の生徒が減った時に、逆に高齢者の方とかを保護するような施設という前提で造ると、また犬山市の学校としての特色というのは出てくるのかなと、これを見て、その学校ありきではなくて、とは思いました。
教育長:	小中をどうするかだけではなくて、例えばこれは羽黒小でも楽田小でも、地域コミュニティの拠点としての機能を持つようにということだけど、今の渡邊委員のご意見は、当然ながら、児童生徒数が減ってくるということは、もう高齢化が進んでいるということだから、高齢者も活用できるような、合わせもった小中学校の施設にしたかどうかというご意見だったと思います。また参考にできたらということです。他どうですか。なかなか難しい問題ですよ。なかなか難しいので、ここで結論が出る問題でもないと思いますので、ぜひ今後、そんな意識も持ちながら、この年末年始、お過ごしいただけるといいかなと思うのですが。今の校区のことをどうするかということが、まず1つです。また後で、ご意見あったら聞きたいと思います。2つ目が城東小・城東中を小中一貫、或いは併設型とか、或いは義務教育学校にしていく、要は小中隣同士だから、何とかその特色を生かして、或いは施設が共有できるところはして、隣同士だということを最大限に活用した、そんな小中学校を建設していきたいというような意見ですけれども、これについてはどうですか。
堀委員:	建設していくのは、全くまっさらでできると簡単に考えていましたけども、さっき課長のお話を聞いたら、この水色のところとか緑のところとか、いろいろ残った上で、という話ですよ。
大黒課長:	そうですね。耐力度調査で持つとなれば、長寿命化をかけていく。基本はそうなります。
堀委員:	そうすると、いろいろこれを考えながら造っていく。もう1つこの真ん中の市道も、考えながらやっていくとなると、いろいろ制約有りて造るということになりますね。
教育長:	ただ、補助金をもらおうと思うとそうですが、もう補助金をもらわずに造り替えると言うのだったら不可能ではないです。ただそれは問題があります。新たに市で持ち出しが増えます。
堀委員:	だから一貫校にするとか何かにするにしても、そのことを考えた上で考えなくてはいけないのかなと思いました。
教育長:	そうですね。一番は何かというと、学校が出来たばかりの時には校舎を建てて、子どもが増えて増設する時に、南側に新しい校舎を建てます。だから、新しい校舎は壊せずに古い校舎を壊すと、運動場が少しも広く取れないです。当然ですよ。運動場を最大限に広く取ろうと思って、敷地の北側に校舎を建てるものですから、新たに作らなくてはいけないといったら、それよりも北側にはもう敷地がないものだから、南側に校

	<p>舎をつくと運動場が狭い。今、城東中学校は、第2グラウンド第3グラウンドというのがあります。段差があって、それはそれでまた活用していますけども、第1グラウンドは普通の運動場で、サッカーのコートが書けないという問題点もあります。だから犬山でサッカーの試合会場をやるには、南部中か東部中しかないということになってしまいます。いろいろな制約が当然あるかもしれませんが、そういった制約の中でも、ぜひ、城東小中が隣同士であるという特性を生かしたような学校建築といえますか。本当は城東小学校の番ですけど、どうせなら小中隣同士だから、一緒に考えていったらどうかということです。これも一昨年でしたか、日進市へ視察にいきました。あそこは小学校から中学校へ全部上がってくるわけではないけれども、よその小学校からまた中学校へ上がる子もいるけれども、小中の施設を一緒にして、併用してというようなことも見せていただきました。またこれについても、今後、継続的に議論をしたいと思いますので、ぜひ頭の隅に置いていただいて、年末年始に考えていただくことを、お願いをしたいと思います。3つ目の課題であります。耐力度調査の結果にもよりますけど、おそらく事務局の読みとしては、南の校舎、或いは屋内運動場等については、これは壊すわけにいかない状況だと。そうすると北側の校舎を壊すにしても、これは、運動場は広くならないなど。一番いいのは、4番目の課題にも出ていますが、小中間の間の道路です。市道であれば、県道や国道のことを思えば、犬山市の判断でいろいろできないことはないですね。</p>
<p>大黒課長：</p>	<p>そうですね。議会で市道認定をいただくことになります。たださっき申し上げましたが、塔野地2号といましてかなり古い認定なので、歴史があり、住民の方がよく行き来する道路であります。</p>
<p>教育長：</p>	<p>これはもう多分生活道路になっているので、地域の方にしてみれば、この道なくなってしまうとなれば怒られますね。だけどこれに代わる道がまたできれば、また別かもしれないけど。方法としては、例えば高架にするとか或いは地下道に、いろいろあるかもしれないけれども、どちらにしてもお金がかかる。そんな課題もいっぱい含んだところですが、今回、楽田小が一段落をして、次に犬山南小学校の建築が進むわけがありますけれども、実際に南小の建築が行われるのと並行して、城東小中についても併せて考えていきたいということでもありますので、ここですぐに結論は出ないかもしれませんが、継続的にまた議論をしていけたらと思います。4件課題がありました。どこからでも結構ですが、何かご意見ご質問等がもしあるようでしたら、聞きしたいと思います。どうでしょう。なかなか今の段階で、どうといわれても言いにくいですね。また、この公式な場ではなくても、定例教が始まる前に皆さん集まれたところ、或いは定例教が終わってお帰りになる前のところで、自由に議論をしていただいて、実際にその時期が来た時にどうしようどうしようではなくて、こういうふうに行くというような、教育委員会としての考えがきちっと明確にできたらなということをおっしゃっています。</p>

	で、よろしくお願ひしたいと思ひます。事務局もそれでいいですか。
大黒課長:	はい、ありがとうございます。今回犬山中のシミュレーションをかけたみましたけれども、もしこんなことになったらどうなるだろうなど、何か資料のご要望であれば、また作成をしますので、またご指導をお願いします。
教育長:	これについてはこれで結論が出ませんので、また今日は話題提供をして、今後の議論のきっかけといいますか、一步を踏み出させていたいただいたということで、ご了解をいただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。
	<b>そ の 他</b>
教育長:	事務局、何かありますか。
事務局:	ありません。
	<b>閉 会</b>
教育長:	これをもちまして、12月定例教育委員会を終了(11時51分)させていただきます。

---

**【次回開催】** 定例教育委員会 1月26日(水) 10時 401会議室